

十勝・日高山脈観光連携協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、十勝・日高山脈観光連携協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を大きな地域振興の契機と捉え、原生的な自然環境を残す十勝の雄大な景観、四季折々の地元産を生かした食べ物、自然環境と一体化したアクティビティーなど、地域資源を活用した魅力的な観光メニューを地域連携して観光ルート化し、民間のノウハウを活用しながら、エリアとしての戦略的PR及び効果的な運用を行い、内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エリアで連携した観光振興に関すること
- (2) エリアで連携した地域振興に関すること
- (3) 会員間の連絡調整に関すること
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと

(構成)

第4条 協議会は、帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町及び広尾町で構成する。

(役員)

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名、監事1名を置く。

(役員の任務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、協議会の会計及び業務執行状況を監査する。

(役員の選任)

第7条 会長、副会長及び監事は会員の中から総会において選任する。

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(任期)

第8条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。なお、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行うものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、総会、定例会とする。

2 会議は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 会議の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長が議長となる。

- 4 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外のものを出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(総会)

第10条 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の制定及び変更
- (4) その他重要事項

(定例会)

第11条 定例会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 第3条に規定する事業に関する事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、会長が所属する市町村に置く。

(会計)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、設立の日（令和4年3月28日）から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第1項中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については第8条第1項の規定にかかわらず、令和6年総会の終結の時までとする

十勝・日高山脈観光連携協議会名簿

(役職任期 令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

※令和 8 年度総会までの任期

役職名	氏名
会長	芽室町長 手島 旭
副会長	中札内村長 森田 匡彦
監事	帶広市長 米沢 則寿
	清水町長 阿部 一男
	大樹町長 黒川 豊
	広尾町長 田中 靖章